

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）33条の規定に基づく一時保護決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都児童相談センター所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成31年1月23日付で行った、請求人の子である〇〇さん（平成20年2月1日生。以下「本児」といい、請求人と併せて「母子」という。）に係る法33条の規定に基づく一時保護決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

本件処分は、法33条1項の規定に基づくものであるが、本件は以下のとおり一時保護の必要性が皆無といえ、同項が定める一時保護の「必要」は存在しない。

1 処分理由書に記載の「実母からの暴力」について

「実母からの暴力」との記載は、本児の万引きや請求人の財布から金銭を盗むなどした際に、請求人が思わず手をあげてしまっ

たという経緯のものであり、日常的に暴力をふるうなどの虐待を行った事実は一切ない。現在、一時保護中の本児のほか、2人の子供を育てている。2人の子供が一時保護など行われていない現在の状況を踏まえると、請求人が本児を虐待するおそれは皆無である。

2 請求人の養育意欲について

請求人は、本人の離婚成立により、現在の精神状態は安定している。また、仕事も正社員として安定収入があり、隣家に祖母が住んでいるなど本児を迎え入れるための養育環境も十分整っている。

3 本児が請求人と一緒に暮らすことを望んでいること

本児が請求人に対し「早く一緒に暮らしたい」と手紙に書くなど、請求人と一緒に暮らすことを強く望んでいる。

4 児童相談所職員の所業について

施設入所後に、本児との面会交流は一度も行われず、施設の行事を案内されたこともない。手紙も児童相談所職員との折り合いがつかなくなった後、渡されることはなくなった。

そのため、請求人は本児と交流を行うことができなくなってしまった状況であり、このような状況で行われた一時保護については「必要」があるとは言い難い。

5 入所措置の同意が撤回された直後の一時保護であること

入所の承諾（同意）が撤回された直後に一時保護を行うのは、「本児を請求人にかえしたくない」との結論ありきの処分と言わざるを得ず、一時保護の「必要」を吟味した形跡が見当たらない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 元年 7月17日	諮問
令和 元年 8月19日	審議（第36回第1部会）
令和 元年 9月20日	審議（第37回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法25条1項は、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない旨規定している。

法26条1項は、児童相談所長は、法25条1項の規定による通告を受けた児童について、必要があると認めたときは、法27条の措置を要すると認める者を都道府県知事に報告すること（法26条1項1号）等の措置を採らなければならない旨規定している。

法27条1項は、都道府県は、法26条1項1号の規定による報告のあった児童につき、児童を児童養護施設等に入所させること（3号）等の措置を採らなければならない旨規定し、法27条4項は、同条1項3号の措置は、原則として、児童に親権を行う者の意に反して、これを採ることができない旨規定している。

(2) 法33条1項は、児童相談所長は、必要があると認めるとき

は、法 26 条 1 項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる旨規定し、法 33 条 2 項は、都道府県知事は、必要があると認めるときは、法 27 条 1 項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる旨規定している。

なお、東京都知事は、法 27 条 1 項及び 33 条 2 項に係る権限を、法 32 条 1 項、地方自治法 153 条 2 項並びに法施行細則（昭和 41 年東京都規則第 169 号）1 条 1 項 1 号及び 5 号の規定に基づき、児童相談所長に委任している。

- (3) そして、一時保護の要件が「必要があると認めるとき」との文言で規定されていること及び児童の福祉に関する判断には児童心理学等の専門的な知見が必要とされることからすれば、児童に一時保護を加えるか否かの判断や、どのような期間一時保護を継続するか判断は、いずれも都道府県知事ないしその権限の委任を受けた児童相談所長の合理的な裁量に委ねられていると解するのが相当であるとされている（東京地方裁判所平成 27 年 3 月 11 日判決・判例時報 2281 号 80 頁参照）。
- (4) 「一時保護ガイドライン」（平成 30 年 7 月 6 日付子発 0706 第 4 号厚生労働省子ども家庭局長通知）Ⅱ・2・(2)・アは、一時保護を行う必要がある場合について、「虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合（虐待を受けた子どもについて法第 27 条第 1 項第 3 号の措置（法第 2

8条の規定によるものを除く。)が採られた場合において、当該虐待を行った保護者が子どもの引渡し又は子どもとの面会若しくは通信を求め、かつこれを認めた場合には再び虐待が行われ、又は虐待を受けた子どもの保護に支障をきたすと認める場合を含む。)」等を挙げている。

また、児童虐待防止法2条は、「児童虐待」とは、保護者がその監護する児童について行う次に掲げる行為をいう旨規定し、1号に「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。」を、4号に「児童に対する著しい暴言(中略)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」を掲げている。

そして、「子ども虐待対応の手引き(平成25年8月改正版)」(平成25年8月23日雇児総発0823第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知の別紙)第1章・1・(2)によれば、児童虐待防止法2条1号の行為は「身体的虐待」と定義され、「首を絞める、殴る、蹴る、叩く、…戸外にしめだす…などの行為。」などがこれに該当し、同4号の行為は「心理的虐待」と定義され、「ことばによる脅かし、脅迫など。子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。子どもの自尊心を傷つけるような言動など。」などがこれに該当するとしている。

2 これを本件についてみると、本児に対して一時保護を加えるか否かは、処分庁の合理的な裁量に委ねられていると解すべきところ(1・(3))、

ア 処分庁は、平成29年6月9日に警察署からの身柄通告を受け、本児に対して一時保護を行い、本児からの話で、身体的虐待及び心理的虐待が確認されたものの、その後、母子の面会交流を実施した結果、母子が互いに謝罪し、請求人は子育てを改善すること、本児は万引き等をしないことを約束したことから、

同年7月31日に当該一時保護を解除したこと。

イ 一時保護解除から約1か月後の平成29年8月28日に、処分庁は、再び警察署からの身柄通告を受け、本児に対して一時保護を行ったこと。

ウ 処分庁は、本児が、請求人による金銭の制限への不満を述べて、児童養護施設への入所を希望し、請求人が、養育を放棄する言動を示して、施設入所についての承諾書に署名したことから、本件入所措置を行ったこと。

エ その後、請求人は前担当者の対応に不信感を募らせ、担当の交替を強く申し入れるようになり、その後、センター自体にも不信感を持ち、センターとの関わりを拒絶するようになったこと。さらに、請求人は、センターや本件施設の了解を得ずに、本児と密かに会っていたこと。

オ 請求人は、代理人弁護士立会いの下、センターの職員と話合いの場を持ったが、その際、本児を自宅に引き取りたいが、センターと直接話をする気はなく、引き取りが可能かは第三者に判断してほしい旨述べたこと。

カ 処分庁は、平成31年1月15日、請求人が本件入所措置の同意を撤回する旨の書面を収受したことから、本件入所措置が親権者の「意に反する」こととなり（法28条1項参照）、本件入所措置を解除せざるを得なくなったこと。

以上の経過が認められることからすれば、本児を請求人宅に戻した場合、センターとの関わりを拒絶してその指導を受け入れない請求人から本児が再び虐待を受ける可能性があることは否定できないといえ、処分庁が、請求人が本件入所措置の同意を撤回した後、本児の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、本児を一時保護（本件処分）したことについて、不合理な点は認められない。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の定めに基づき適正になされたものというべきであって、違法又は不当な点を認めることはできない。

- 3 請求人は、前記第3のとおり、本件処分は、一時保護の必要性が皆無である違法・不当な処分である旨主張する。

しかし、請求人の主張する事情を考慮しても、本件処分に至る経過からすれば、本児が再び虐待を受ける可能性がないとはいえず、一時保護の必要性が認められることは上記2のとおりであるから、請求人の主張を採用することはできない。

なお、児童相談所職員との折り合いがつかなくなった後、本児への手紙が渡されることがなくなったとする主張（第3・4）について、審査会として以下のとおり付言する。

児童虐待防止法12条によれば、児童の保護のために必要があると認めるときは、児童相談所長は、児童虐待を行った保護者について、当該児童との面会・通信を制限することができることとされている。この制限は、行政処分として必要な手続を経た上で行うべきところ、本件事件記録等によれば、請求人に対して同条に基づく行政処分を行った記録はない。そうすると、処分庁は請求人に対し、必要な手続を経ずに事実上本児との通信を制限していたと認められ、これは同条の定めに対する取扱いであると言わざるを得ない。しかしながら、上述したとおり、本件の状況に照らすと、当該取扱いは本件審査請求に対する結論を左右するものではない。ただし、今後は同種の事案において、児童虐待を行った保護者について当該児童との面会・通信を制限するに当たっては、慎重な取扱いがなされるよう、強く要望するものである。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹